

医療分保険料の改定のお知らせ



国庫補助金の見直しによる収入の減少並びに高齢者医療制度への支援金の負担増、少子高齢化の進展や医療技術の高度化等による医療費の増加により、単年度収支が年々大幅なマイナスとなり厳しい財政状況が続いていることから、第102回通常組合会において、平成29年4月より5年間据え置けてきました医療分保険料を改定することが承認されました。改定内容は以下の通りです。

1 改定内容

●組合員・医療分保険料（月額）

年齢による区分	現 行		改定後
25歳未満	9,000円	➡	10,000円
25歳から29歳まで	12,500円	➡	14,000円
30歳から39歳まで	14,500円	➡	16,000円
40歳から69歳まで		➡	17,500円
70歳から74歳まで	13,500円	➡	15,500円

●家族・医療分保険料（月額）

一律保険料	現 行		改定後
一人当たり	4,000円	➡	4,500円

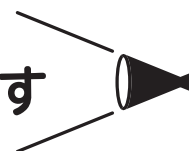
2 改定時期

令和4年4月分から。

保険料の改定は、組合員及びご家族が安心してくらししていけるよう組合の収支バランスの是正を図り安定的な組合運営を行うためのものです。

組合員各位におかれましては、引き続き組合の事業運営にご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

組合員資格調査を実施します



今年度は、2年毎の被保険者証更新と合わせて「組合員資格調査」を実施します。

この調査については、厚生労働省より定期的に組合員資格の適正を確認するよう通知が出ています。

2年前にも実施しましたが「組合員資格調査」では、組合員資格調査票と建設業に従事していることが分かる証明書類の提出をお願いしています。詳しくは来年1月頃に所属支部より通知させていただきますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

組合員資格の適用の適正化について

 職別国保に加入できる人

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
 - 規約に定める母体組合に所属されている人
 - 住民票が規約に定める地区内^{*}（地域）にある人
- ④ 注）ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

※地区（地域）

●京都府：府内全市町村 ●滋賀県：大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域 ●大阪府：大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市、堺市、東大阪市 ●兵庫県：神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、芦屋市、丹波市の区域のうち旧市島町及び氷上町の区域 ●奈良県：奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市、桜井市 ●三重県：伊賀市

 健保適用除外承認申請の手続きはお済みですか

- 個人事業所から株式・有限会社等の法人事業所に事業形態を変更したとき
 - 個人事業所で従業員を5人以上雇用する事実に至ったとき
 - 法人事業所において、従業員を雇い入れたとき
 - ◇ 上記に該当した場合、法律で社会保険（健康保険、厚生年金保険）が強制適用されます。ただし、年金事務所に健保適用除外承認申請を行い、承認を受けていただくことにより、健康保険は職別国保の被保険者として残ることができます。
- ② 厚労省の通達により、やむを得ない場合を除き、事実の発生から14日以内に手続きをするように義務付けられていますので、ご協力をお願いします。

職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき

- 転廃業等により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、14日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

被保険者証の記号・番号の後に枝番が追加されました

(令和3年3月新規発行分から)

(例1)

オンライン資格確認の導入に伴い、令和3年3月新規発行分の被保険者証から、記号・番号の後に2桁の番号（枝番）が追加されました。なお、枝番が記載されていない従来の被保険者証も有効期限までそのまま使用できます。

[illegible]